

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（討論集会特集号） 2024年7月29日 NO684.

7. 26 討論集会 学校徴収金の現状と課題 学校徴収金の無償化・公会計化の動きに、事務職員はどう対応していったらいいのか

東学は、7月26日、定期大会の前段で、討論集会を開催しました。学校事務職員と学校徴収金、その現状と課題（東京都内で進められている学校給食費の無償化・公会計化、教材費の無償化について考える）をテーマとしました。基調の提起を行い、参加者からは、各地区、各職場の様子が報告されました。

給食費の無償化とは — 学校給食費の費用を児童・生徒の保護者から徴収しないで、自治体や国が公費を用いて賄うこと。全ての子どもが、平等に栄養バランスのとれた学校給食を食べることができ、経済的な困難から子どもの健康や学習機会が損なわれることがないことを目的としています。現在は、自治体が独自に実施しています。

給食費の公会計化とは — 給食費を学校ごとに管理するのではなく、区市町村の予算に計上し、管理する（保護者から区市町村へ口座振替などで直接支払う）こと。給食費の収入と支払いを学校独自の会計（私費会計）で管理するのではなく、市の予算（歳入）に計上し、管理し、市の会計から支払う（歳出）すること。

私費会計とは — 集金袋で持参、学校が保護者口座から引き落とすなど、学校長名で集金・管理・支出すること。給食食材費以外は法的根拠がなく、学校が勝手に集金している。

学校徴収金の法律上・判例上の問題

憲法では義務教育は無償。しかし、無償とは、授業料不徴収を意味することが教育基本法や判例の立場です。教科書も当初は無償化ではなかったが、運動の成果で無償化になりました。学校徴収金は、給食費以外は法的根拠がありません。学校が、勝手に保護者から集金し、学校長名で集金・管理・支出していることとなります。

「保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はなく、校長が学校給食費を集めて管理することは差し支えない」（文部科学省通達）。

判例は、公会計化でも、私費会計でも、どちらも可とする立場です。

自治労学校事務協議会と東学の方針

学校給食費を始めとする学校徴収金については、2つの問題点があります。コンプライエンス（法令の遵守）の問題と教職員の労働条件の問題です。当面は、法律違反を解消するために公会計化を進め、その次に無償化を展望します。

東京都内自治体の学校給食費の無償化の実情

23区全て、多摩地区13市（予定を含む）で無償化が実施。一部補助、全額補助、多

子世帯のみの助など多様。東京都の2分の1補助。子どもの貧困対策、子育て支援政策の一環として住民定着・新住民流入を図ることなどを目的にしています。

東京都内自治体の給食費の公会計化の実情

学校給食センターの設置、調理員のパート労働、業務の民間委託（文部科学省通知）。センター化は、メニューの規格化、給食費の統一などで、公会計化につながりやすいです。現在、東京都内の自治体で進められているのは、「公会計化なき無償化」です。区教委が学校長の口座に補助金を振り込み、支払いは従来通り栄養士が担っています。世田谷区や町田市では、支払い業務を事務職員が担い、過重負担になっています。

役所の中では、「予算の範囲内での事業（教育）」と考えるのが一般的です。しかし、学校には、給食費や教材費などの学校徴収金があり、この学校徴収金は給食費以外に法的根拠がありません。学校が、勝手に保護者から集金していることになります。当面は公会計化し、無償化へとつなげていく必要があります。

東京都内自治体の教材費の無償化の動き

給食費の無償化の次にくるものは、教材費の無償化か？

杉並区の場合 — 2014年4月から一部補助を導入。小学校は教材費の補助を導入しているが、中学校は学校により種類や金額に差があるため、購入する物品の統一化や精査が必要としています。

中野区の場合 — 2023年4月から教材費の一部補助を導入。小学校は児童1人当たり5千円、中学校は生徒1人当たり9千円。学校を通して、保護者の口座に振り込む。

品川区の場合 — 2024年4月から所得制限なしの学用品全額無償化を導入。学年ごとに1人当たりの負担額（1万1千円から3万9千円）を設定し、児童・生徒数に応じた一定額を各学校に交付。各学校が教育活動に必要な補助教材等を選定し、購入。

総務事務から財務事務への重点の移行、特に多摩地区での都費事務職員職務分担が課題？

給与、旅費、福利厚生は、都費負担事務職員の共通の職務。かつては、給与支給事務は大変な職務でした。給与計算の手計算、給与の現金払いから、給与の口座振り込み、給与支給明細書の電子化へ。発生源入力など人事給与システム。キャッシュレス化とペーパーレス化。現在では、事務職員の主要な職務とはならなくなってきました。

多摩地区の市教育委員会では、都費事務職員の職務は給与事務を始めとする都の職務、市費事務職員の職務は財務事務を始めとする市の職務という考えがあるようです。しかし、将来的には、総務事務から財務事務への職務の比重を移行させることが必要です。

地区や学校の実情の報告が活発になされる

主に給食費の無償化や公会計化が導入された地区の実情の報告。未導入地区の今後。23区と多摩地区の違い。給食費の無償化・公会計化の導入によって、事務職員の負担が増えた地区は少ないようです。葛飾区や渋谷区などが例外です。従来から銀行での振り込み等の職務を担っている中央区などの地区もあります。センター給食の場合は、公会計化されても事務職員の負担とはならないようです。